平成29年度 日インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ (平成20年7月1日発効)

	看護師	介護福祉士	
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労 介護福祉士の国家資格取得と取得後の就		
在留資格	二国間の協定に基づく「特定活動」の在留資格		
活動内容(国家資 格の取得前)	日本国内の病院で就労・研修日本国内の介護施設で就労・研修日本国内の介護施設で就労・研修日本国内の介護施設で就労・研修		
活動内容(国家資 格の取得後)	日本国内の医療施設等で看護師として就労 (利用者宅でのサービスを除く。) 日本国内の介護施設で介護福祉士として就労		
在留期間等	・資格取得前:看護3年、介護4年が上限 ・期間内に資格不取得の場合は期間満了を以て帰国(帰国後も短期滞在ビザで来日し、受験・資格取得可能) ・資格取得後:在留期間の更新回数に制限無し ・労働市場への影響等を考慮して、受入れ最大人数を設定(平成29年度は看護200人、介護300人)		
入国の要件	・インドネシアの看護師資格の保有者(看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒) ・2年以上の看護師の実務経験 ・雇用契約の締結(日本人と同等額以上の報酬) ・日本語能力試験N5程度以上のみ	・「大学又は高等教育機関の修了証書Ⅲ以上の取得者+介護士としてインドネシア政府から認定された者」又は「看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業者」 ・雇用契約の締結(日本人と同等額以上の報酬) ・日本語能力試験N5程度以上のみ	
日本語等研修	・ 日本語研修(訪日前6か月間 _(※1、※2) 、訪日後6か月間 _(※2))、看護・介護導入研修、就労ガイダンス		
送り出し調整機関	インドネシア海外労働者派遣・保護庁(NBPPIW)		
受入れ調整機関	(公社)国際厚生事業団(JICWELS)		

- (※1)協定外の枠組みで行うもの。
 - 一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した場合には研修を免除。
- (※2) 日本語能力試験N2(旧2級)程度以上の日本語能力がある場合には研修を免除。

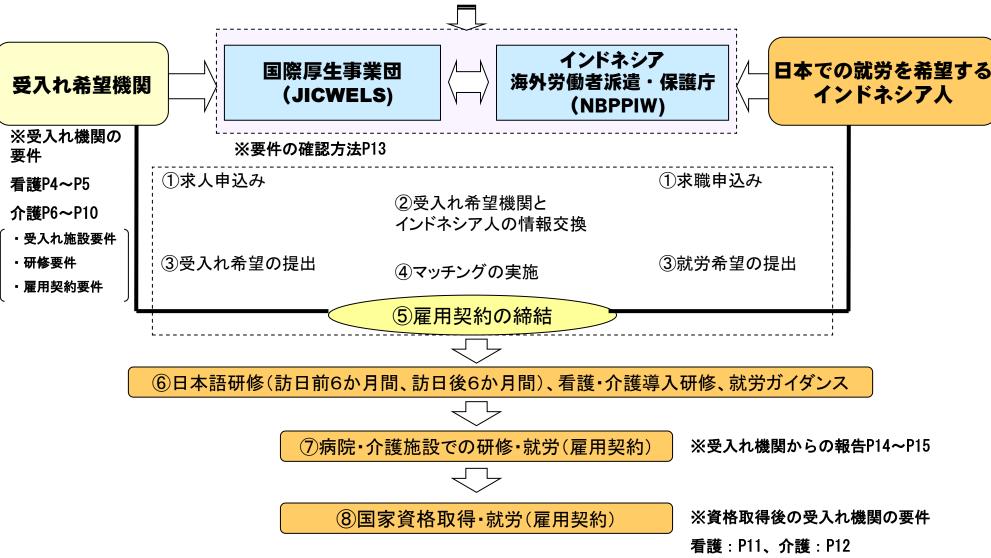
平成29年度入国者 看護師・介護福祉士の資格取得までの流れ

看護師 介護福祉士 資格取得前の在留期間は上限3年 資格取得前の在留期間は上限4年 (年1回更新) (年1回更新) 「高等教育機関(3年以上)卒業+ インドネシアの看護師 インドネシア政府による介護士の認定」 +2年の実務経験 又は「インドネシアの看護学校卒業者」 雇用契約締結のためのJICWELSによるあっせん 日本語研修(訪日前6か月間、訪日後6か月間)、看護・介護導入研修、就労ガイダンス 病院で就労・研修 介護施設で就労・研修 (雇用契約に基づく) (雇用契約に基づく) 看護師国家試験を受験 介護福祉士国家試験を受験 (3年間に3回) (4年目に1回) ⇒ 合格・資格取得 ⇒ 合格・資格取得

- ※期間内に、資格を取得しなかった場合は、期間満了を以て帰国する。
- ※国家資格の取得後は、看護師、介護福祉士として、引き続き滞在·就労が可能(更新あり、更新回数の制限なし)。

平成29年度インドネシア人就労のあっせんのイメージ

公正・中立にあっせんを行うとともに適正な受入れの実施の観点からあっせんを一元的に実施



1. 受入れに関する要件(資格取得前)

1. 看護師コース

①受入れ施設の要件

看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備され、次の条件を満たしている病院 (医療保険適用の病床を有するものに限る。)

- (注) 「看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制」が整備されている病院とは、看護師学校養成所の実習施設と して指定されている病院、あるいは指定されてはいないが実習病院の要件を備えている病院。
- 看護学生の臨地実習に係る実習指導者が配置されていること
- ・看護師・准看護師の員数が入院患者3人に対し1人以上の配置であること(精神病床においては入院患者4人に対し1以上、療養病床においては入院患者6人に対し1以上)
- 看護職員の半数以上が看護師であること
- 看護の組織部門が明確に定められていること
- ・看護基準が作成・常時活用され、看護手順が作成・評価され見直されていること
- 看護の諸記録が適正に行われていること
- ・過去3年間に、EPAに基づく外国人看護師候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、二重契約等の不正の行為又は外国人の就労に係る不正行為を行ったことがない受入れ機関(医療法人等)が設立していること
- ・インドネシア人看護師候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、インドネシア人看護師候補者の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じている受入れ機関(医療法人等)が設立していること

② 研修の要件

- 〇下記の看護研修計画を策定、実施。
- ・看護師国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とすること (注) 国家試験の科目の習得について研修計画等が定められていること
- ・研修責任者(研修を統括)の配置、研修支援者(専門的な知識・技術に関する学習支援・日本語の学習支援・生活支援)の配置等必要な体制が整備されていること(最低1名)
- 研修責任者は原則として看護部門の教育責任者とすること
- 研修支援者は原則として3年以上の業務経験のある看護師とすること
- ・日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること
- ・研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること

③雇用契約の要件

- ○同等報酬の確保
- 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

※ 1 施設あたりの受入れ人数について

1施設における受入れ人数は、メンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とし、 研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、原則として1年間に5名以内とする。

2. 介護福祉士・就労コース

①受入れ施設の要件

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護施設(別表第1)(定員30名以上(指定介護療養型医療施設の場合にあっては、介護保険の指定を受けた病床数が30床以上)のものに限る)、サテライト型養護老人ホーム等のサテライト型施設(別表第2)(本体施設の定員が30名以上のものに限る。)又は老人デイサービスセンター、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等の施設(別表第3)(別表第1又は別表第2の介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る)であって、次の要件を満たしていること

- 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること
- ・介護職員の員数(就労する外国人介護福祉士候補者を除く)が法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと

注:平成25年4月から、一定の要件を満たす候補者は、職員等の配置の基準上の算定対象に含められています(P9参照)。

- ・常勤の介護職員の4割以上が介護福祉士資格を有する職員であること
 - 注.介護保険三施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)の介護職員の約4割が介護福祉士 例えば、入所定員が60名の特別養護老人ホームであれば、配置基準上の介護職員は20名以上(常勤換算)。その うち、常勤の介護職員数の4割以上が介護福祉士である必要がある。
- ・過去3年間に、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、 二重契約等の不正の行為又は外国人の就労に係る不正行為を行ったことがない受入れ機関(医療法人、社会福祉法人等)が設立していること
- ・インドネシア人介護福祉士候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、インドネシア人介護福祉士候補者の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じている受入れ機関(医療法人、社会福祉法人等)が設立していること

(別表第1)

<高齢者関係>

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設 介護保険法上の以下のサービスを行う施設

(指定居宅サービス) 特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型を除く)

(指定介護予防サービス) 介護予防特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型を除く)

<障害児関係>

障害児入所施設

<障害者関係>

障害者支援施設、福祉ホーム

くその他>

救護施設、更生施設(生活保護関係)

(別表第2)

<高齢者関係>

サテライト型養護老人ホーム

サテライト型居住施設(特別養護老人ホーム)

サテライト型小規模介護老人保健施設

サテライト型特定施設(指定地域密着型特定施設)

(別表第3)

<高齢者関係>

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設 介護保険法上の以下のサービスを行う施設

(指定居宅サービス)通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリーテーション、短期入所療養介護、 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型を除く)

(指定介護予防サービス)介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防 特定施設入居者生活介護

(基準該当居宅サービス) 通所介護、短期入所生活介護

(基準該当介護予防サービス) 介護予防短期入所生活介護

(指定地域密着型サービス)地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

(指定地域密着型介護予防サービス)介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、第一号通所事業

<障害児関係>

児童発達支援を行う施設、障害児入所施設

<障害者関係>

障害福祉サービス事業(短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。)を行う施設、障害者支援施設 地域生活支援事業(デイサービスに相当するものに限る。)を行う施設、地域活動支援センター、福祉ホーム

くその他>

救護施設、更正施設 (生活保護関係)

その他これらに類する通所サービスを提供する施設

EPA介護福祉士候補者の配置基準上の取扱いについて

- (イ)受入れ施設において就労を開始した日から6ヶ月を経過した介護福祉者候補者、 又は
- (ロ)日本語能力試験においてN1又はN2(平成22年3月31日までに実施された審査の場合は1級又は2級)に合格した介護福祉士候補者

については、配置基準上、職員等として算定する取扱いとしている。また、上記(イ)、(ロ)を満たす介護福祉士候補者は、夜勤の最低基準においても職員等として算定する取扱いが認められるが、受入れ施設において、介護福祉士候補者を夜勤に配置するにあたっては、「介護福祉士候補者以外の介護職員を配置すること」又は「緊急時のために介護福祉士候補者以外の介護職員等との連絡体制を整備すること」、また、候補者の学習時間への影響を考慮し、適切な範囲で夜勤を実施するよう配慮することとされている。

《候補者の配置基準上の取扱い》

	労働契約 締結時(入国前)	就労 開始日後	6 か月 経過後	1 年 経過後
職員の基本の配置基準	×	Δ	0	0
夜勤に係る加算及び昼間 ユニット単位での配置基準等	×	Δ	0	0

- ×:候補者を算定対象とすることは不可 △:N2以上を保有している候補者のみ算定対象 ○:候補者を算定対象とすることが可能
- (※)なお、候補者を夜勤に配置するにあたっては、(1)候補者以外の介護職員の配置又は(2)緊急時のため候補者以外の介護職員等との連絡体制の整備を求めるとともに、候補者の学習時間への影響を考慮し適切に配慮するよう、受入指針告示の改正にあわせ、平成25年3月に通知を発出済。

② 研修の要件

- 〇下記の介護研修計画を策定、実施。
- ・介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とすること (注) 国家試験の科目(筆記試験及び実技試験)の習得について研修計画等が定められていること
- ・研修責任者(研修を統括)の配置、研修支援者(専門的な知識・技術に関する学習支援・日本語の学習支援・生活支援)の配置等必要な体制が整備されていること(最低1名)
- ・研修責任者は原則として5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を 有すること
- ・日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること

③雇用契約の要件

- ○同等報酬の確保
- ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

※1施設あたりの受入れ人数について

1施設における受入れ人数は、メンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とし、 研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、原則として1年間に5名以内とする。

||. 受入れに関する要件(資格取得後)

- ○看護師としての就労
 - ①受入れ施設の要件

別表第4に掲げる施設であって、以下の条件を満たしていること

- ・施設を設立している受入れ機関が、EPAに基づくインドネシア人看護師を利用者の居宅 においてサービスを提供する業務に従事させないこと
- 過去3年間に、EPAに基づく外国人看護師候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、 二重契約等の不正の行為又は外国人の就労に係る不正行為を行ったことがない受入れ機関 (医療法人等)が設立していること

② 雇 用 契 約 の 要 件

・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

(別表第4)

- 1. 障害児入所施設又は児童心理治療施設
- 2. 医療法に規定する病院、診療所及び助産所
- 3. 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- 4. 介護老人保健施設
- 5. その他医療等を提供する施設

○介護福祉士としての就労

①受入れ施設の要件

介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であって、 過去3年間に、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、 二重契約等の不正の行為又は外国人の就労に係る不正行為を行ったことがない受入れ機関 (医療法人、社会福祉法人等)が設立していること

②雇用契約の要件

・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

く要件の確認〉

- ①国際厚生事業団は、受入れ機関の募集時に、受入れ希望機関が上記の要件を 満たしていることを確認した上で、インドネシア人のあっせんを実施します。
- ②インドネシア人候補者の入国後は、上記の要件の遵守状況等を受入れ機関から国際厚生事業団を通じて、年1回、国に報告することになっています。
- ③国際厚生事業団は、国の交付金により、年1回、候補者の受入れ施設に対して巡回訪問を行うことにしております。

Ⅲ. 受入れ機関からの報告

○定期報告

		資格取得前	資格取得後	
厚生労働省告示の報告		報告時点 大 報告先	毎年1月1日現在 (介護1月20日 〆 看護2月20日 〆)	在留期間の更新 許可を申請する際
	受入れ施設の要件の遵守状況	国際厚生事業団	0	0
	同等報酬要件の遵守状況	※国際厚生事業団はその	0	0
	研修の実施状況	後厚生労働大臣に提出 	0	_
法務省告示の報告		報告時点 大 報告先	毎年1月1日現在 (介護1月20日 <i>〆</i> 看護2月20日 <i>〆</i>)	毎年1月1日現在 (介護1月20日〆 看護1月20日〆)
	受入れ施設の要件の遵守状況		0	0
	同等報酬の要件の遵守状況	国際厚生事業団を通じて地	0	0
	研修の実施状況	· 方入国管理局	0	_

Ⅲ. 受入れ機関からの報告

○随時報告

				資格取得前	資格取得後		
厚生労働省報告							
	在留資格の変更許可を受けた場合	速やかに	報告先: 国際厚生事業団 ※国際原生事業団	0	0		
	死亡もしくは失踪した場合	速やかに		0	0		
	不法就労活動を行っていると思料 する場合	速やかに		0	0		
	雇用契約を終了する場合	あらかじめ	※国際厚生事業団は その後厚生労働大臣 に提出	0	0		
	国家試験の合否が判明した場合	速やかに		0	_		
	帰国した場合(一時帰国除く)	速やかに		0	_		
法務省報告							
	雇用契約を終了する場合	速やかに	報告先:国際厚生事業団を通	0	0		
	失踪した場合	速やかに		0	0		
	不法就労活動を行っていると知った 場合	速やかに	じて地方入国管理局	0	0		